

島原市特定建設関連業務委託共同企業体取扱要領

1 目的

島原市が発注する測量、設計及び調査等に係る建設関連業務委託（以下「業務」という。）において市内業者の技術の向上のため、共同受注により、市内業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的とする。

2 特定建設関連業務委託共同企業体の性格

業務ごとに結成する共同企業体を特定建設関連業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

3 共同企業体に発注できる業務

共同企業体に発注できる業務は、原則として設計金額1千万円以上の業務で、共同請負方式によることが適当と判断されるものであって、次のとおりとする。

- (1) 市外業者と市内業者との組合せによる共同企業体に発注できる業務は、市内業者単独では実施が困難で高度な技術を要する業務で、市外業者との協業関係のもとに市内業者の技術力の向上が期待できる業務とする。
- (2) 前号の規定に関わらず、市長が特に必要と認めた場合には、共同企業体による対象業務とすることができるものとする。

4 構成員の組合せ

原則として、次の組合せによる2者とする。ただし、円滑な業務を図るため、特に技術力を結集する必要があると市長が認める場合はこの限りでない。

- (イ) 市外業者のうち同種業務の実績を有する者と市内業者
- (ロ) 市内業者同士

5 共同企業体構成員の資格

発注業務ごとに定める資格要件を満たす者であること。

6 共同企業体の出資割合

出資割合の1構成員あたりの最小限度基準は30%以上とする。ただし、対象業務の規模又は内容により、市長が特に認める場合はこの限りでない。

7 代表者の選定とその出資割合

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力及び出資割合の大きい者とする。

8 共同企業体結成の方法

自主結成とする。

9 共同企業体の届出

共同企業体の結成後、共同企業体の代表者は、別に定める他、特定建設関連業務委託共同企業体協定書（様式1）の写しを発注者に提出するものとする。

10 共同企業体の資格審査

共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

11 共同企業体との契約等

共同企業体との委託契約は、当該共同企業体を構成する全ての構成員との間で締結し、業務の監督、請負代金の支払、発注者の指示等は、当該共同企業体の代表構成員に行うものとし、その行為は、他の構成員に行ったものとみなす。

12 その他

この要領に定めのない事項については、島原市建設工事指名選定委員会に諮り、市長において定める。

附 則

この取扱要領は、令和4年10月12日から施行する。

(様式1)

特定建設関連業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 島原市発注に係る〇〇〇〇業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務委託」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、△△・□□特定建設関連業務委託共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△設計株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

□□コンサル株式会社

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、△△設計株式会社を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払代金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託につ

いて発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

△△設計株式会社 〇〇%

□□コンサル株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務委託の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完成の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合におい

ては、残存構成員が業務委託を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

- 第17条の2 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責任を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、発注者の承認により残存構成員を代表構成員とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△設計株式会社他○社は、上記のとおり△△・□□特定建設関連業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

代表構成員

△△設計株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

他の構成員

□□コンサルタント株式会社

代表取締役 ○○○○ 印